

高松市骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、骨髄・末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）を提供する者の増加及び多くの骨髄等移植の実現を図るため、公益財団法人日本骨髄バンク（以下「バンク」という。）が実施する骨髄バンク事業において、骨髄等を提供した者（以下「ドナー」という。）及びドナーが勤務している事業所等に対し、高松市骨髄等移植ドナー支援事業助成金（次条第2項第2号を除き、以下「助成金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付の対象となるのは、次に掲げる者とする。

(1) 骨髄等の提供時に市内に住所を有する者であって、バンクが実施する骨髄バンク事業において骨髄等の提供を完了し、これを証明する書類の交付を受けた者（以下「助成対象ドナー」という。）

(2) 助成対象ドナー（この要綱による助成金の交付の決定を受けた者に限る。）が、骨髄等を提供するために最初に通院した日から当該提供を完了した日までの間、引き続き市内において、勤務し、役員として在任し、又は事業を営んでいた事業所等（国及び地方公共団体並びに国又は地方公共団体が出資している法人を除く。）（以下「助成対象事業所」という。）

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、助成の対象としない。

(1) ドナー休暇制度（骨髄等を提供するに当たり必要なバンクへの登録、検査、入院等の際に要する相当の期間を特別休暇として認める制度をいう。）がある事業所に勤務している者

(2) 他の法令等により骨髄等の提供に係る助成金等の交付を受けている者

(3) 市税に滞納がある者

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは同条第2号に規定する暴力団又はこれらの者と密接な関係を有する者

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定

める額とする。

- (1) 助成対象ドナー 骨髄等の提供に係る通院又は入院（骨髄等の採取又はこれに関連した医療処置によって生じた健康被害のためのものを除く。）の日数に、通院にあつては4,000円、入院にあつては2万円をそれぞれ乗じて得た額の合計額。ただし、1回の骨髄等の提供につき10万円を限度とする。
- (2) 助成対象事業所 助成対象ドナー1人の骨髄等の提供1回につき5万円

2 助成金は、予算の範囲内で交付するものとする。

（交付の申請）

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、助成対象ドナーにあつては高松市骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付申請書（ドナー用）（様式第1号）に、助成対象事業所にあつては高松市骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付申請書（事業所用）（様式第2号）に、次に掲げる書類を添えて、骨髄等の提供が完了した日から90日以内に、市長に提出しなければならない。

- (1) 骨髄等の提供時に市内に住所を有することが確認できる書類（助成対象ドナーに限る。）
- (2) バンクが発行した骨髄等の提供が完了したことを証明する書類（助成対象ドナーに限る。）
- (3) 助成対象ドナーが、骨髄等を提供するために最初に通院した日から当該提供を完了した日までの間、引き続き市内において、勤務し、役員として在任し、又は事業を営んでいたことを証明することができる書類（助成対象事業所に限る。）
- (4) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第5条 市長は、前条の規定による規定する申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、助成金交付の可否を決定し、申請者に対し、高松市骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付決定（却下）通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（助成金の交付）

第6条 前条の規定による交付決定の通知を受けた者は、助成金交付の請求をしようとするときは、助成対象ドナーにあっては高松市骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付請求書（ドナー用）（様式第4号）を、助成対象事業所にあっては高松市骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付請求書（事業所用）（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、速やかに、助成金を交付するものとする。

（決定の取消し及び助成金の返還）

第7条 市長は、偽りその他不正の手段によって助成金の交付を受けた者があると認めるときは、その者に係る助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に助成金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年12月15日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の高松市骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付要綱の規定は、平成29年度以後の予算に係る助成金から適用し、平成28年度以前の予算に係る助成金については、なお従前の例による。

3 改正前の高松市骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付要綱に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 住所

氏名

㊞

高松市骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付申請書（ドナー用）

高松市骨髄等移植ドナー支援事業助成金の交付を受けたいので、高松市骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付要綱第 4 条の規定により、次のとおり申請します。

申請者住所	高松市	
フリガナ		電話番号
申請者氏名		
申請者生年月日	年	月 日
骨髄等提供完了年月日	年	月 日
申請金額	円	

《誓約・同意事項》 にチェック を入れてください。

- 勤務する事業所にドナー休暇制度はありません。
- 他の法令等により骨髄等の提供に係る助成金等の交付を受けていないことを誓約します。
- 市税に滞納はありません。市が住所及び市税の納付状況について、関係機関に照会することに同意します。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員若しくは同条第 2 号に規定する暴力団又はこれらの者と密接な関係を有する者ではありません。市が必要な場合には、警察に照会することに同意します。

《添付書類》

- 1 市内に住所を有することが確認できる書類（健康保険証、運転免許証の写し等）
- 2 公益財団法人日本骨髄バンクが発行した骨髄・末梢血幹細胞の提供が完了したことを証明する書類

* 助成金決定額 （市が記入します。）	円
------------------------	---

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 所在地

事業所名

代表者氏名 ㊟

高松市骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付申請書（事業所用）

高松市骨髄等移植ドナー支援事業助成金の交付を受けたいので、高松市骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

所 在 地	高松市	
フリガナ		電話番号
事業所名		
フリガナ		
代表者氏名		
助成対象ドナー氏名		
助成対象ドナー生年月日	年 月 日	
骨髄等提供完了年月日	年 月 日	
申請金額		円

《誓約・同意事項》 にチェックを入れてください。

- 他の法令等により骨髄等の提供に係る助成金等の交付を受けていないことを誓約します。
- 市税に滞納はありません。市が所在地及び市税の納付状況について、関係機関に照会することに同意します。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは同条第2号に規定する暴力団又はこれらの者と密接な関係を有する者ではありません。市が必要な場合には、警察に照会することに同意します。

《添付書類》

助成対象ドナーが、骨髄等を提供するために最初に通院した日から当該提供を完了した日までの間、引き続き市内において、勤務し、役員として在任し、又は事業を営んでいたことを証明することができる書類（雇用証明書、確定申告書の写し等）

* 助成金決定額 （市が記入します。）	円
------------------------	---

様式第3号（第5条関係）

高 第 号
年 月 日

住所

氏名 様

高松市長

高松市骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった高松市骨髄等移植ドナー支援事業助成金については、次のとおり交付することを決定（却下）しましたので、高松市骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付要綱第5条の規定により通知します。

交付することを決定した場合 の交付決定額	円
却下をした場合のその理由	

様式第 4 号（第 6 条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 住所

氏名 ㊟

電話番号

高松市骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付請求書（ドナー用）

高松市骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付要綱第 6 条の規定により、次のとおり高松市骨髄等移植ドナー支援事業助成金を請求します。

請 求 額 _____ 円

受取方法 （どちらかにチェック☑を付けてください。）	<input type="checkbox"/> 口座振込	金融機関名	銀行・金庫 組合・農協		支店・出張所 支所
		フリガナ		預金種目	普通 当座
		口座名義人		口座番号	
	<input type="checkbox"/> 現金払	市役所 1 階出納室でのお受け取りとなります。別途お知らせする日以降に市役所までお越してください。			

※ 印鑑は申請書に押印したものと同一のものを使用してください。

様式第5号（第6条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 所在地

事業所名

代表者氏名 ⑩

電話番号

高松市骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付請求書（事業所用）

高松市骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付要綱第6条の規定により、次のとおり高松市骨髄等移植ドナー支援事業助成金を請求します。

請 求 額 _____ 円

振 込 先	金融機関名	銀行・金庫 組合・農協			支店・出張所 支所
	フリガナ		預金種目	普通 当座	
	口座名義人		口座番号		

※ 印鑑は申請書に押印したものと同一のものを使用してください。